

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(七五八・大館保健所).....	1
県立自然公園の指定の一部改正(七五九・自然保護課).....	1
県立自然公園の区域中特別地域の指定(七六〇・自然保護課).....	2
県立自然公園の区域中集団施設地区の指定(七六一・自然保護課).....	2
地籍調査に関する事業計画(七六二・農山村振興課).....	2
平成十七年度職業訓練指導員試験の実施(七六三・労働政策課).....	3
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(七六四・都市計画課).....	7
道路区域の変更(七六五・七六六・道路課).....	8
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	9
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....	9
県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部).....	9
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部).....	9
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	9
土地改良区の役員の届出(秋田地域振興局農林部)二件.....	10
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	10
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	10
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	10
その他.....	12
公立大学法人国際教養大学平成十六事業年度財務諸表公告.....	12

告 示

秋田県告示第七百五十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ホテヤ薬局観音堂店	秋田県大館市字観音堂四百三十一番地八	平成十七年九月二日

秋田県告示第七百五十九号

田沢湖抱返り県立自然公園の指定(昭和三十五年秋田県告示第百六号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。

平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

表を次のように改める。

位置	区 域	面 積
仙北市	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一〇九九林班から一〇〇一林班まで、一一二四林班、一一二六林班、一一二八林班、一一四四林班、一一六二林班から一一六九林班まで、一一七二林班、一一七七林班及び三〇六六林班の全部並びに一一五五林班、一一七三林班、一一七六林班、一一七八林班、一一七九林班及び三〇六二林班から三〇六五林班までの各一部	七、四七七ヘクタール
	(二) 田沢湖瀉の全部(田沢湖を含む。)並びに角館町広久内、田沢湖田沢、田沢湖卒田、西木町西明寺及び西木町松木内の各一部	

表の次に次のように加える。
 関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課及び仙北市役所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第七百六十号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十四条第一項の規定により、田沢湖抱返り県立自然公園の区域内に、次のとおり特別地域を指定し、平成十七年九月二十日から施行する。

次に掲げる告示は、廃止する。

一 田沢湖抱返り県立自然公園の特別地域の指定(昭和三十七年秋田県告示第四百七十二号)

二 田沢湖抱返り県立自然公園の特別地域の追加指定(昭和四十八年秋田県告示第二百八号)
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

位置	区 域	面 積
仙北市	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一〇九九林班から一一〇一林班まで、一一二六林班、一一六二林班から一一六九林班まで及び三〇六六林班の全部並びに一一七二林班、一一七三林班、一一七六林班から一一七九林班まで及び三〇六二林班から三〇六五林班までの各一部 (二) 田沢湖瀉の全部(田沢湖を含む。)並びに角館町広久内、田沢湖田沢、田沢湖卒田、西木町西明寺及び西木町松木内の各一部	六、一八六ヘクタール

関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課及び仙北市役所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第七百六十一号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第二十条第一項の規定により、田沢湖抱返り県立自然公園の区域内に、次のとおり集団施設地区を指定し、平成十七年九月二十日から施行する。
 県立自然公園集団施設地区指定(昭和四十年秋田県告示第四百一号)は、廃止する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

名称	位 置	区 域
春山	仙北市	仙北市田沢湖田沢字春山の一部

関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課及び仙北市役所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第七百六十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十七年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行う者の名称
 秋田市
- (二) 調査地域
 秋田市雄和女米木・雄和平尾鳥字下野ほか十五字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称
 由利本荘市
- (二) 調査地域
 由利本荘市内・大築・鳥海町猿倉・鳥海町才の神・東由利館合・東由利田代・矢島町川辺・矢島町城内・矢島町荒沢字上ノ山ほか七十七字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- (一) 調査を行う者の名称
 大仙市

<p>機械科</p>	<p>一 指導方法 職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導</p>	<p>免許職種</p>	<p>学 科 試 験 の 科 目</p>	<p>(一) 試験の日時及び場所 平成十七年十一月十八日(金)午前九時 場 所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田技術専門校職業訓練センター</p> <p>(二) 実施免許職種 機械科 建築科 塗装科</p> <p>(一) 学科試験を実施する免許職種 機械科 建築科 塗装科</p> <p>(二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 (一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種</p> <p>三 試験科目 (一) 学科試験を実施する免許職種</p> <p>秋田県告示第七百六十三号 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり平成十七年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。 平成十七年九月十六日 秋田県知事 寺田典城</p> <p>(二) 調査地域 大仙市刈和野・協和境・協和船岡・太田町東今泉・太田町川口・太田町横沢 堤東ほか三十四字</p> <p>(三) 調査期間 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで</p>
------------	--	-------------	----------------------	---

<p>塗装科</p>	<p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。 二 関連学科 (一) 系基礎学科 デザイン(文字 構成 色彩 模様) 塗装一般(塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法)</p>	<p>建築科</p>	<p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。 二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) (2) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 専攻学科 (1) 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) (3) 材料(建築用材料)</p>	<p>職業訓練関係法規</p>	<p>(五) 職業訓練関係法規 二 関連学科 (一) 系基礎学科 機械工学(機械要素 機構と運動) (2)(1) 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (3) 工作法(NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) (4) 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安全衛生(安全管理 衛生管理) (二) 専攻学科 (1) 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) (2) 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)</p>
------------	---	------------	--	-----------------	---

厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとお 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免 許職種に関する学科を修めて卒業した者 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関 する学科を修めて卒業した者 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免 許職種に関する学科を修めて卒業した者 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	五年以上	三年以上	二年以上	一年以上	三年以上	一年以上	一年以上	不 要	必要とす る実務経 験年数	資格	資	免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者 長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七 百時間以上のものを修了した者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学 を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関 する学科を修めて卒業した者
	四 受験資格 (二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 (3) 安全衛生（安全管理 衛生管理） (二) 専攻学科 塗装法（金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装 法 試験法 材料 仕様及び積算）											

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十四年通 商産業省令第五十二号）による改正前の航空機製造事業法施行規則 （昭和二十九年通商産業省令第五十二号）による電気機器国家試験 の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律	不要	免許職種に関する実務経験のみの者 免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号） によるボイラー溶接士免許を有する者 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）による建設機 械施工の技術検定の合格証明書を有する者 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による第一種冷凍 機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免 状を有する者 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）による 第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービ ン主任技術者の免状を有する者 電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任 技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者									
免許職種に関する学科を修めて卒業した者 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に 関する学科を修めた者 専修学校の専門課程において修業年限が二年の免許職種に関す る学科を修めた者 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修 業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修 業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	二年以上	三年以上	専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修 業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修 業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者								

者 (昭和五十四年法律第四十九号)による電気管理士の免状を有する者	電波法(昭和二十五年法律第三百一十号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	エネルギーの使用の合理化に関する法律による熱管理士の免状を有する者	測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不要							
--------------------------------------	--	--	--	---------------------------------	---	--	-----------------------------------	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有する者	公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三十三号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不要										
--	---	--	---	---	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十二年四月八日労働省告示第三十八号)に定める者

- 次のいずれかに該当する者は、受験できない。
- (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁こ以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 五 実技試験及び学科試験の免除
- 実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	実技試験の全部 及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学	学科試験のうち

六 受験申込みに必要な書類
(一) 受験申請書

実施職種	受験資格	免除の範囲
科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

- (二) 添付書類
 - (1) 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通
 - (2) 写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 一枚
 - (3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 一通

- 七 受験申請書の交付
 - (一) 期間
 - 平成十七年九月二十六日(月) から十月十三日(木) まで
 - (二) 場所

交付場所	所在地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町二番三十号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山二百十四番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目六番二十二号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町十五番一号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑一番二十号
本荘由利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻三十番地
大曲仙北職業訓練協会	大仙市大曲町三番一号
角館職業訓練協会	仙北郡角館町岩瀬字外ノ山十九番地
横手地方職業能力開発協会	横手市前郷字下三枚橋百六十七番地
湯沢雄勝職業訓練協会	湯沢市愛宕町四丁目一番十九号

- 八 郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)にあて先を明記し、産業経済労働部労働政策課へ申し込むこと。
- 受験申請書の受付
 - (一) 期間
 - 日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成十七年九月二十六日(月) から同年十月十三日(木) まで
 - (二) 場所
 - 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

受付場所	所在地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町二番三十号

九 受験手数料

- (一) 額
 - 学科試験 三千円
 - 納付方法
- (二) 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

十 合否判定の基準

- (一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (二) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。) は、指導方法に限り合格とする。
- (三) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。) は、当該学科に限り合格とする。

十一 その他

- (一) 試験結果の発表
 - 平成十七年十二月八日付け書面を発送し、受験者に通知する。
- (二) 試験についての問い合わせ先
 - 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二三三二)

秋田県告示第七百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則(昭和四十五年秋田県規則第一号)第三条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 公聴会の日時
平成十七年十月十四日(金) 午後二時
 - 二 公聴会の場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟一階大会議室
 - 三 定めようとする都市計画の構想
 - (一) 秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案
 - (二) 秋田都市計画区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)の変更の決定素案
- 当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田市都市整備部都市計画課及び潟上市産業建設部都市整備課に備え置いて、平成十七年九月十六日(金)から同年十月十四日(金)までの間、縦覧に供する。
- 四 公述申出書の提出期限等
 - (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成十七年九月三十日(金)から同年十月七日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、五に掲げる場所に提出すること。

- (二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することができる。
 - (三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。
 - (四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
 - (五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 五 問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四四五
- 秋田県告示第七百六十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年九月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

道 路 区 域	道 路 の 種 類		道 路 の 種 類	旧 新 別	路 線 名	区	間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (キ ロメ ー ト ル)
	新	旧							
県 道	新	積 迎 内 花 岡 白 沢 線	旧	積 迎 内 花 岡 白 沢 線	大 館 市 積 迎 内 字 高 館 下 二 番 二 地 先 松 峰 字 松 峰 西 二 七 番 二 まで	一 三 ・ 〇 〇 ～ 二 六 ・ 〇 〇	〇 ・ 六 八 五		
	旧	積 迎 内 花 岡 白 沢 線	新	積 迎 内 花 岡 白 沢 線	大 館 市 積 迎 内 字 高 館 下 二 番 二 地 先 松 峰 字 松 峰 西 二 七 番 二 まで	一 三 ・ 〇 〇 ～ 三 一 ・ 〇 〇	〇 ・ 六 八 五		

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年九月十六日から同月二十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百六十六号

道 路 の 種 類	旧 新 別	路 線 名	区	間	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (キ ロメ ー ト ル)
一 道路の区域						

県 道		新	旧
		榑台小入川線	榑台小入川線
		"	山本郡八森町字榑台一六〇番地先から字榑二三三番一地先まで
		七・四〇〇 七・四〇〇	七・四〇〇 七・四〇〇
		〇・二二〇	〇・二二〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年九月十六日から同月二十九日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年九月一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キャリア・アップ・コンサルティング
 - 三 代表者の氏名
鈴木 寿
 - 四 主たる事務所の所在地
秋田市新屋勝平台十四番一号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は個人や法人等の団体に対して、「自分らしい生き方」で社会参加できる環境を構築するため、専門性を生かした講演や講座および指導・相談活動を通じて能力向上を支援し、社会人材(スペシャリスト)の育成・活用に関する事業を行い、各団体とも協働しながら、各分野の人材能力を結集して二十一世紀型社会を目指す。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市花矢土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(榑木田地区ほ場整備事業)担い手育成型(一)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年九月二十日から同年十月十九日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八竜町浜口土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 山本郡八竜町浜田字一本柳二番地 三浦 政夫
- " 大口字釜谷四十八番地 牧 野 秀孝
- " 大口字釜谷百五十一番地 桧 森 正 信
- " 大口字釜谷百六十七番地 牧 野 孚
- " 芦崎字入口二十六番地一 工 藤 一 誠
- " " 二百二十五番地 三 浦 広 正
- " " 大口字上の沢五十六番地一 荒 谷 益太郎

二 退任監事の住所及び氏名
 山本郡八竜町浜田字堂前百十五番地 畠山健一
 " " 芦崎字大谷地五百七十六番地 畠山則夫
 " " 浜田字砂崎八十七番地 松森保雄
 " " 大口字大谷六十一番地 金子俊顕
 退任監事の住所及び氏名
 山本郡八竜町芦崎字芦崎四百五十一番地 伊東堅悦
 " " 大口字釜谷百四十六番地 牧野政明
 " " 浜田字後野七十五番地 松森茂樹

三 就任理事の住所及び氏名

山本郡八竜町浜田字一本柳二番地 三浦政夫
 " " 大口字釜谷四十八番地 牧野秀孝
 " " " 字上の沢五十六番地 荒谷益太郎
 " " 芦崎字入口二百二十五番地 三浦広正
 " " 浜田字堂前百十五番地 畠山健一
 " " 芦崎字大谷地五百七十六番地 畠山則夫
 " " 浜田字砂崎八十七番地 松森保雄
 " " 大口字大谷六十一番地 金子俊顕
 " " 浜田字後野三十一番地 清水正英
 " " 芦崎字追泊百七十七番地 畠山勝寛
 " " 大口字釜谷百三十四番地 牧野要
 就任監事の住所及び氏名
 山本郡八竜町浜田字後野七十五番地 松森茂樹
 " " 芦崎字入口百六十番地 伊藤秋夫
 " " 大口字大谷百十三番地 加賀谷幸悦

四 就任監事の住所及び氏名

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(退任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

一 男鹿市渡部土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名
 男鹿市弘戸字小深見百十一番地 鈴木銀之助
 退任監事の住所及び氏名
 男鹿市弘戸字渡部四十九番地 小野惣一郎

秋田県知事 寺田典城

二 八郎潟西部土地改良区
 退任監事の住所及び氏名
 男鹿市弘戸字渡部四十九番地 小野惣一郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員(就任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

就任監事の住所及び氏名
 大仙市長野字六日町三十九番地 佐藤秀一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(黒川地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し
 二 縦覧期間 平成十七年九月十六日から同年十月十九日まで
 三 縦覧場所 横手市役所

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	北秋田市鷹巣字平崎上岱一三番二二三	宅地	二九四・五三	二、四三二、〇〇〇
二	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一五八	宅地	二三一・五二	一、七六八、〇〇〇
三	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六三	宅地	八六八・七二	六、八六七、〇〇〇

一		二	
番号	場 所	番号	場 所
秋田県北秋田地域振興局会議室		一	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八六 六一 二二五一)
平成十七年九月十六日(金) から十月六日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)		二	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三五)
平成十七年九月十六日(金) から十月六日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)		三	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三五)

二		三	
契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間	期 間	場 所	期 間
秋田市八橋本町二丁目一三四番三	四四二・三六二、八四五、〇〇〇	秋田市八橋本町二丁目一三四番三	四四二・三六二、八四五、〇〇〇
秋田市高陽幸町四九番一及び五〇番一	三三二・九九二、九三〇、〇〇〇	秋田市高陽幸町四九番一及び五〇番一	三三二・九九二、九三〇、〇〇〇
秋田市港北新町二八番五	一、五二八・六〇四、五〇〇、〇〇〇	秋田市港北新町二八番五	一、五二八・六〇四、五〇〇、〇〇〇
秋田市川尻若葉町二六八番二	二二八・九一一、五四一、〇〇〇	秋田市川尻若葉町二六八番二	二二八・九一一、五四一、〇〇〇
男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番二	七三〇・二四一、五、六二七、〇〇〇	男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番二	七三〇・二四一、五、六二七、〇〇〇
男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番一	一、〇八八・九八二、三、三〇四、〇〇〇	男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番一	一、〇八八・九八二、三、三〇四、〇〇〇
鳥屋場一番一六五	一六五・三〇一、四五一、〇〇〇	鳥屋場一番一六五	一六五・三〇一、四五一、〇〇〇

二了十 秋田県出納局管財課入札室
平成十七年十月七日(金) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
- 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
- 印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会すること。

そ の 他

公立大学法人国際教養大学平成16事業年度財務諸表公告

平成17年9月16日

秋田市雄和椿川字奥椿岱1932

公立大学法人国際教養大学

理事長 中 嶋 嶺 雄

		貸 借 対 照 表			
		(平成17年3月31日)			
		円	円	円	円
資産の部					
固定資産					
1 有形固定資産					
土地					
建物	1,415,269,760				
減価償却累計額	<u>73,094,865</u>	1,342,174,895			
構築物	26,698,211				
減価償却累計額	<u>1,808,507</u>	24,889,704			
工具器具備品	172,540,881				
減価償却累計額	<u>34,508,176</u>	138,032,705			
図書		59,747,083			
美術品・収蔵品		5,850,000			
車両運搬具	12,058,460				
減価償却累計額	<u>2,388,093</u>	9,670,367			
有形固定資産合計		1,580,364,754			
2 無形固定資産					
商標権		375,215			
ソフトウェア		72,500,455			
電話加入権		<u>177,600</u>			
無形固定資産合計		73,053,270			
3 投資その他の資産					
敷金・保証金		4,278,500			
投資その他の資産合計		<u>4,278,500</u>			
固定資産合計			1,657,696,524		
流動資産					
現金及び預金		182,436,359			
未収学生納付金収入					
徴収不能引当金					
前払費用		167,040			
未収入金		1,966,435			
その他流動資産		<u>1,216,095</u>			
流動資産合計			<u>185,785,929</u>		
資産合計				<u>1,843,482,453</u>	
負債の部					
固定負債					
資産見返負債					
資産見返運営費交付金等	782,271				

資産見返補助金等			
資産見返寄附金			
資産見返物品受贈額	265,227,684	266,009,955	
長期寄附金債務			
引当金			
修繕引当金			
長期未払金			
固定負債合計		266,009,955	
流動負債			
運営費交付金債務		18,866,000	
授業料債務			
寄附金債務		8,402,500	
未払金		87,339,536	
未払費用			
未払消費税等		460,500	
預り金		4,455,728	
流動負債合計		119,524,264	
負債合計			385,534,219
資本の部			
資本金			
地方公共団体出資金	1,393,261,000		
資本金合計		1,393,261,000	
資本剰余金			
資本剰余金	70,053,183		
損益外減価償却累計額	71,627,614		
資本剰余金合計		1,574,431	
利益剰余金			
積立金			
当期末処分利益	66,261,665		
利益剰余金合計		66,261,665	
その他有価証券評価差額金		0	
資本合計			1,457,948,234
負債資本合計			1,843,482,453

損 益 計 算 書
(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

	円	円	円
経常費用			
業務費			
教育経費	177,136,271		
研究経費	32,577,121		
教育研究支援経費	14,095,727		
受託研究費	2,261,689		
受託事業費	155,942		
役員人件費	45,620,614		
教員人件費	341,391,209		
職員人件費	211,546,579	824,785,152	
一般管理費			
一般管理費	170,830,605		

減価償却費	58,328,360	229,158,965	
財務費用			
雑損			
経常費用合計			1,053,944,117
経常収益			
運営費交付金収益		864,102,050	
授業料収益		79,356,825	
入学金収益		68,328,600	
検定料収益		19,217,800	
受託研究等収益		7,085,000	
受託事業等収益		1,520,162	
寄附金収益		2,595,800	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	128,889		
資産見返物品受贈額戻入	58,199,471	58,328,360	
財務収益			
受取利息	1,831	1,831	
雑益			
財産貸付収益	12,441,940		
大学入試センター交付金	896,360		
その他の雑益	6,331,054	19,669,354	
経常収益合計			1,120,205,782
経常利益			66,261,665
臨時損失			141,376,603
臨時利益			141,376,603
当期純利益			66,261,665
目的積立金取崩額			0
当期総利益			66,261,665

キャッシュ・フロー計算書
(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

円

業務活動によるキャッシュ・フロー

商品又はサービスの購入等による支出	307,478,737
人件費支出	597,264,391
運営費交付金収入	892,907,000
授業料収入	79,356,825
入学金収入	68,328,600
検定料収入	19,217,800
受託研究等収入	5,157,500
受託事業等収入	1,520,162
雑収入	19,630,419
寄附金収入	10,998,300
小計	192,373,478
利息の受取額	1,831
業務活動によるキャッシュ・フロー	192,375,309

投資活動によるキャッシュ・フロー

9,938,950

財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	182,436,359
資金期首残高	<u>0</u>
資金期末残高	<u>182,436,359</u>
注	
資金期末残高の貸借対照表科目別の内訳	
現金及び預金	182,436,359円

利益の処分に関する書類 (平成17年8月31日)		
	円	円
1 当期末処分利益		66,261,665
当期総利益	66,261,665	
前期繰越欠損金		
2 利益処分類		
(1) 積立金	11,677,000	
(2) 地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究等環境整備積立金)	<u>54,584,665</u>	66,261,665

公立大学法人業務実施コスト計算書 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)			
	円	円	円
業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	824,785,152		
一般管理費	229,158,965		
一般管理費(臨時)	<u>141,376,603</u>	1,195,320,720	
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	79,356,825		
入学金収益	68,328,600		
検定料収益	19,217,800		
受託研究等収益	7,085,000		
受託事業等収益	1,520,162		
寄附金収益	2,595,800		
財務収益	1,831		
雑益	<u>19,669,354</u>	<u>197,775,372</u>	
業務費用合計			997,545,348
損益外減価償却相当額			71,627,614
引当外退職給付増加見積額			0

機会費用		
地方公共団体又は国の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	0	
地方公共団体出資の機会費用()	21,022,959	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	<u>0</u>	21,022,959
(控除) 設立団体納付額		0
公立大学法人業務実施コスト		<u>1,090,195,921</u>
<p>地方公共団体出資の機会費用の計算方法について 地方公共団体出資の純額に、平成17年3月における長期国債の表面利率1.5%を乗じて計算した。</p>		

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準

- 業務の実施と運営費交付金とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、原則として期間進行基準により収益化することとする。
ただし、運営費交付金を財源として行う業務で、不測の事態により予定された業務が当該事業年度期間内に執行できない場合においてはこの限りでない。

2 減価償却の会計処理方法

- 総務省告示第221号地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第37に基づき定額法によるものとする。
ただし、図書及び美術品並びに収蔵品については、減価償却は行わないものとする。

資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区	分	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		摘要
資本金	建物	A棟校舎(管理棟)(主体部分)	198,389,000	0	0	0	198,389,000			
	建物	A棟校舎(管理棟)(付帯設備)	276,275,000	0	0	0	276,275,000			
	建物	B棟校舎(講義棟)(主体部分)	100,748,000	0	0	0	100,748,000			
	建物	B棟校舎(講義棟)(付帯設備)	85,030,000	0	0	0	85,030,000			
	建物	C棟校舎(講義棟)(主体部分)	162,203,000	0	0	0	162,203,000			
	建物	C棟校舎(講義棟)(付帯設備)	136,899,000	0	0	0	136,899,000			
	建物	D棟図書情報センター(主体部分)	141,991,000	0	0	0	141,991,000			
	建物	D棟図書情報センター(付帯設備)	127,116,000	0	0	0	127,116,000			
	建物	E棟情報学習センター(主体部分)	45,994,000	0	0	0	45,994,000			
	建物	E棟情報学習センター(付帯設備)	55,696,000	0	0	0	55,696,000			
	建物	サークル棟(主体部分)	34,763,000	0	0	0	34,763,000			
	建物	サークル棟(付帯設備)	11,587,000	0	0	0	11,587,000			
	建物	車庫	16,570,000	0	0	0	16,570,000			
	計			1,393,261,000	0	0	0	1,393,261,000		
資本剰余金	図書	図書	10,846,729	48,900,354	0	59,747,083				
	美術品	絵画	5,850,000	0	0	5,850,000				
	無形固定資産	電話加入権	102,000	75,600	0	177,600				
	敷金・保証金	敷金・保証金	1,315,000	2,963,500	0	4,278,500				
	計			18,113,729	51,939,454	0	70,053,183			

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：円)

資 産 の 種 類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要
					当期償却額	当期償却額		
有形固定資産 (償却費 損益内)								
建物附属設備(電気)	22,008,760	0	0	22,008,760	1,467,251	1,467,251	20,541,509	
構築物(アスファルト舗装)	8,690,863	0	0	8,690,863	869,086	869,086	7,821,777	
構築物(広告用)	2,774,683	0	0	2,774,683	138,734	138,734	2,635,949	
構築物(広告用)	2,434,231	0	0	2,434,231	121,712	121,712	2,312,519	
構築物(広告用)	3,472,608	0	0	3,472,608	173,630	173,630	3,298,978	
構築物(広告用)	646,858	0	0	646,858	32,343	32,343	614,515	

構築物(広告用)	道路サイン	5,556,662	0	0	0	5,556,662	277,833	277,833	5,278,829
構築物(広告用)	構内案内サイン1	553,234	0	0	0	553,234	27,662	27,662	525,572
構築物(広告用)	構内案内サイン2	531,348	0	0	0	531,348	26,567	26,567	504,781
構築物(その他)	歩車道ブロック	718,365	0	0	0	718,365	47,891	47,891	670,474
構築物(その他)	側溝	708,359	0	0	0	708,359	47,224	47,224	661,135
構築物(広告用)	木製案内看板	0	611,000	0	0	611,000	45,825	45,825	565,175
工具器具備品	基盤ネットワーク機器	86,141,240	0	0	0	86,141,240	17,228,248	17,228,248	68,912,992
工具器具備品	事務システム機器/一般管理	9,843,256	0	0	0	9,843,256	1,968,651	1,968,651	7,874,605
工具器具備品	事務システム機器/教育	42,369,197	0	0	0	42,369,197	8,473,839	8,473,839	33,895,358
工具器具備品	図書システム機器	27,119,608	0	0	0	27,119,608	5,423,922	5,423,922	21,695,686
工具器具備品	財務会計システム・サーバ	2,041,347	0	0	0	2,041,347	408,269	408,269	1,633,078
工具器具備品	財務会計ハンディターミナル	1,197,408	0	0	0	1,197,408	239,482	239,482	957,926
工具器具備品	タブレットピア	1,741,425	0	0	0	1,741,425	348,285	348,285	1,393,140
工具器具備品	液晶プロジェクター	2,087,400	0	0	0	2,087,400	417,480	417,480	1,669,920
車両運搬具	学長車(4500cc)	6,510,000	0	0	0	6,510,000	1,302,000	1,302,000	5,208,000
車両運搬具	大型バス(4900cc)	4,840,500	0	0	0	4,840,500	968,100	968,100	3,872,400
車両運搬具	ハイゼットトラック	0	707,960	0	0	707,960	117,993	117,993	589,967
計		231,987,352	1,318,960	0	0	233,306,312	40,172,027	40,172,027	193,134,285
有形固定資産(償却費損益外)	建物	A棟校舎(管理棟)(主体部分)	198,389,000	0	0	198,389,000	9,919,450	9,919,450	188,469,550
	建物	A棟校舎(管理棟)(付帯設備)	276,275,000	0	0	276,275,000	18,418,333	18,418,333	257,856,667
	建物	B棟校舎(講義棟)(主体部分)	100,748,000	0	0	100,748,000	3,052,970	3,052,970	97,695,030
	建物	B棟校舎(講義棟)(付帯設備)	85,030,000	0	0	85,030,000	5,668,667	5,668,667	79,361,333
	建物	C棟校舎(講義棟)(主体部分)	162,203,000	0	0	162,203,000	4,915,242	4,915,242	157,287,758
	建物	C棟校舎(講義棟)(付帯設備)	136,899,000	0	0	136,899,000	9,126,600	9,126,600	127,772,400
	建物	D棟図書情報センター(主体部分)	141,991,000	0	0	141,991,000	4,056,886	4,056,886	137,934,114
	建物	D棟図書情報センター(付帯設備)	127,116,000	0	0	127,116,000	8,474,400	8,474,400	118,641,600
	建物	E棟情報学習センター(主体部分)	45,994,000	0	0	45,994,000	1,999,739	1,999,739	43,994,261
	建物	E棟情報学習センター(付帯設備)	55,696,000	0	0	55,696,000	3,713,067	3,713,067	51,982,933

有形固定資産 産合計	建物	サークル棟(主体部分)	34,763,000	0	0	34,763,000	1,022,441	1,022,441	33,740,559
	建物	サークル棟(付帯設備)	11,587,000	0	0	11,587,000	772,466	772,466	10,814,534
	建物	車庫	16,570,000	0	0	16,570,000	487,353	487,353	16,082,647
	計		1,393,261,000	0	0	1,393,261,000	71,627,614	71,627,614	1,321,633,386
非償却資産	図書	図書	10,846,729	48,900,354	0	59,747,083	0	0	59,747,083
	美術品	絵画	5,850,000	0	0	5,850,000	0	0	5,850,000
	計		16,696,729	48,900,354	0	65,597,083	0	0	65,597,083
有形固定資産 産合計	建物		1,415,269,760	0	0	1,415,269,760	73,094,865	73,094,865	1,342,174,895
	構築物		26,087,211	611,000	0	26,698,211	1,808,507	1,808,507	24,889,704
	工具器具備品		172,540,881	0	0	172,540,881	34,508,176	34,508,176	138,032,705
	車両運搬具		11,350,500	707,960	0	12,058,460	2,388,093	2,388,093	9,670,367
	計		1,625,248,352	1,318,960	0	1,626,567,312	111,799,641	111,799,641	1,514,767,671
	無形固定資産	事務システム・ソフト		54,047,547	0	0	54,047,547	10,809,509	10,809,509
	無形固定資産	図書システム・ソフト	13,095,392	0	0	13,095,392	2,619,078	2,619,078	10,476,314
	無形固定資産	財務会計システム・ソフト	17,812,629	0	0	17,812,629	3,562,526	3,562,526	14,250,103
	無形固定資産	授業料システム・ソフト	3,675,000	0	0	3,675,000	735,000	735,000	2,940,000
	無形固定資産	人事システム・ソフト	997,500	0	0	997,500	199,500	199,500	798,000
	無形固定資産	給与システム・ソフト	997,500	0	0	997,500	199,500	199,500	798,000
	無形固定資産	商標権(商標A I U)	203,235	0	0	203,235	20,324	20,324	182,911
	無形固定資産	商標権(名義変更費用)	0	106,000	0	106,000	4,416	4,416	101,584
	無形固定資産	商標権 シンボルマーク登録)	0	97,200	0	97,200	6,480	6,480	90,720
	無形固定資産	電話加入権	102,000	0	0	102,000	0	0	102,000
	無形固定資産	電話加入権	0	75,600	0	75,600	0	0	75,600
	計		90,930,803	278,800	0	91,209,603	18,156,333	18,156,333	73,053,270
その他資産	敷金・保証金	敷金・保証金	1,315,000	2,963,500	0	4,278,500	0	0	4,278,500
	計		1,315,000	2,963,500	0	4,278,500	0	0	4,278,500

運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(単位：円)

運営費交付金債務	期首残高	交付金当期交付額	当 期 振 替 額			小 計	期末残高
			運営費交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金		
平成16年度	0	892,907,000	864,102,050	911,160	9,027,790	874,041,000	18,866,000

運営費交付金収益

業務等区分	平成16年度交付分	合 計
教育経費	103,842,662	103,842,662
研究経費	19,097,698	19,097,698
図書関連経費	8,263,343	8,263,343
人件費	598,558,402	598,558,402
一般管理費	134,339,945	134,339,945
合計	864,102,050	864,102,050

役員及び教職員の給与費の明細

(単位：千円/人)

区 分	報酬又は給与		退職給付	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役員報酬	44,620	1 (7)		
役員法定福利費	1,001			
役員計	45,621	1 (7)		
教職員給与	492,740	65 (9)		
教職員法定福利費	60,198			
教職員計	552,938	65 (9)		
合計	598,559	66 (16)		

注 1 . 支給人員数は、年間平均支給人員数である。
 2 . () は非常勤の役員・教職員数であり、外数で記載している。

業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

教育経費		
消耗品費	14,625,318	
図書費	828,981	
印刷製本費	8,146,320	
水道光熱費	4,992,860	
旅費交通費	20,900,984	
通信運搬費	2,954,097	
賃借料	1,178,669	
機器保守費	15,750	
広告宣伝費	53,759,892	
行事費	2,936,298	
諸会費	848,050	
報酬委託料	61,054,249	
奨学費	2,595,800	
雑費	2,299,003	177,136,271
研究経費		
消耗品費	11,785,834	
図書費	3,698,365	
水道光熱費	1,426,524	
旅費交通費	11,360,275	
通信運搬費	838,033	
諸会費	1,428,108	
報酬委託料	1,087,847	
雑費	952,135	32,577,121
教育研究支援経費		
消耗品費	2,226,638	
水道光熱費	3,440,431	
旅費交通費	280,444	
通信運搬費	218,672	
賃借料	34,999	
諸会費	118,000	
報酬委託料	7,090,297	

雑費	686,246	14,095,727	
受託研究費等			
謝金	40,000		
旅費交通費	1,756,202		
研究費	462,487		
管理の経費	3,000	2,261,689	
受託事業費等			
管理の経費	155,942	155,942	
役員人件費			
報酬	44,620,000		
法定福利費	1,000,614	45,620,614	
教員人件費			
給料(専任)	265,457,094		
法定福利費(専任)	36,423,915		
給料(特任)	29,600,000		
通勤手当(特任)	43,200		
給料(非常勤)	9,867,000	341,391,209	
職員人件費			
給料(常勤)	155,273,944		
法定福利費(常勤)	19,762,967		
給料(嘱託)	32,498,482		
法定福利費(嘱託)	4,011,186	211,546,579	
一般管理費			
消耗品費	19,678,861		
印刷製本費	60,206		
水道光熱費	10,284,761		
旅費交通費	14,969,817		
通信運搬費	6,180,928		
賃借料	66,060,037		
車両燃料費	765,904		
福利厚生費	78,090		
保守委託費	12,558,461		
修繕費	19,485,097		
損害保険料	1,625,020		
広告宣伝費	996,450		
諸会費	263,000		
会議費	6,288		
報酬委託料	15,623,902		
租税公課	736,984		
減価償却費	58,328,360		
雑費	1,456,799	229,158,965	1,053,944,117

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

発行者

秋田県

印刷所

印刷者

秋田県松原市山王七丁目五番二十九番五社号
 秋田県松原市山王七丁目五番二十九番五社号
 電話(0862)876600
 FAX(0862)876601
 E-mail:matsubarar@natsubaranatsusu.co.jp